

御所浦地区 地域健診を実施します

御所浦地区に住んでいる人を対象に、基本健診とがん検診をあわせて受診できる地域健診を右表のとおり実施します。

受診希望者に送付している問診票に必要事項を記入し、健診当日、健診料金といっしょに持参してください（国民健康保険加入者は保険証、生活保護世帯は証明書も持参してください）。

また、申し込みをしていない人で受診を希望する場合は、事前に御所浦支所・市民生活課へご連絡ください。

【問い合わせ先】

御所浦支所・市民生活課保健福祉係

◆地域健診日程

期日	受付時間	対象地区	場 所
11/17 ⊕	7:30～ 8:00	牧本、長浦、花ノ木、横浦	御所浦漁村センター
	8:30～ 9:00	杉浦、崎浦、上脇	
	9:30～10:00	下脇、上竹地	
	10:30～11:00	下竹地、越地、外平	
11/18 ⊕	7:30～ 8:00	唐木崎、元浦	御所浦島開発総合センター
	8:30～ 9:00	大浦	
	9:30～10:00	村、向	
	10:30～11:00	古屋敷	

幼稚園の親子体験保育などに参加しませんか！

市では、11月12日Ⓜから同16日Ⓧまでを「幼稚園週間」と定め、未就園児やその保護者を対象に幼稚園での活動を体験してもらう「親子体験保育」や、将来を見据えた子育てに関する「公開講座」、「子育て相談会・懇談会」を実施します。ぜひ、ご参加ください。

【未就園児親子体験保育】

■と き＝11月12日Ⓜから同16日Ⓧまで。いずれも午前9時30分から同11時30分まで。

■ところ＝右下表のとおり。

【公開講座】

■と き＝11月14日Ⓞ午前9時30分から同11時まで。

■ところ＝天草市民センター展示ホール。

■演 題＝「みんな、みんな伸びたがっている」。

■講 師＝河内大成氏（教育指導アドバイザー）。

※託児所もあります。なお、この講座は一般の人でも受講できます。

【子育て相談会・懇談会】

■と き＝11月12日Ⓜ・13日Ⓞ・15日Ⓞ・16日Ⓧのいずれも午前10時30分から同11時30分まで。

■ところ＝●12日…本渡南・本渡北幼稚園

●13日…瀬戸・亀場・牛深・苓陽幼稚園

●15日…本渡カトリック聖心幼稚園

●16日…愛隣幼稚園。

■相談員＝保健師、地域人材活用相談員「にこリングママ」。

《申込方法》

いずれも電話またはFAX（参加を希望する催し、氏名、電話番号を記入）で11月7日Ⓞまでに、各幼稚園（下表参照）または市役所本庁（別館）・教育指導課へお申し込みください。

◆実施幼稚園・申込先

幼稚園名	所在地	☎・FAX
本渡南幼稚園	川原町	☎4469
本渡北幼稚園	浜崎町	☎3681
瀬戸幼稚園	志柿町	☎4252
亀場幼稚園	亀場町亀川	☎1548
本渡カトリック <small>みこころ</small> 聖心幼稚園	大浜町	☎5766
牛深幼稚園	牛深町	☎2071
愛隣幼稚園	牛深町	☎2152
苓陽幼稚園	倉岳町棚底	☎3661

【問い合わせ先】 本庁（別館）・教育指導課指導係（内線2517）・FAX☎1191

平成20年4月から

『後期高齢者医療制度』が始まります！

国の医療制度改革の一つとして、75歳以上の人などを対象とする新たな医療保険制度『後期高齢者医療制度』が平成20年4月1日から始まります。

これは、現在の老人保健制度を廃止して創設される制度で、熊本県内の全48市町村が加入する「熊本県後期高齢者医療広域連合」が運営します。

今回は、同制度の概要についてお知らせします。

■75歳以上の方は全員新制度の被保険者に

75歳以上（一定以上の障害がある人は65歳以上）の方は、平成20年3月までは国民健康保険や社会保険などに加入しながら老人保健で医療を受けますが、同年4月1日からは『後期高齢者医療制度』の被保険者となり、同制度で医療を受けることになります（社会保険加入者などに扶養されている人も同制度の被保険者となります）。

■保険料は

保険料は原則として県内均一となります。保険料額については、平成20年1月号「市政だより天草」などでお知らせします。

納付方法は、介護保険と同様に年金受給年額が18万円（月額1万5千円）以上の方は原則として年金から差し引かれます。18万円未満の人などは納付書や口座振替で市に納めることになります。

■保険証は

被保険者保険証（カード）が1人に1枚ずつ交付されます。今までは、医療機関の窓口で保険証と医療受給者証の2枚を提示していましたが、平成20年4月からは後期高齢者医療制度の保険証を1枚提示することになります。

■医療・給付は

後期高齢者医療制度でも、これまでの老人保健制度と同様の医療・給付を受けることができます。

- ①療養の給付（病気やけがの治療を受けたとき）
- ②入院時食事療養費（入院したときの食事代）

- ③入院時生活療養費（療養病床に入院したときの食事代・住居費）
- ④高額療養費（1カ月に支払った自己負担が高額になったとき）
- ⑤高額介護合算療養費（1年間に支払った自己負担が高額になったとき）
- ⑥訪問介護療養費（医師の指示で訪問介護を利用したとき）
- ⑦療養費（やむをえず全額自己負担したとき）
- ⑧葬祭費（被保険者が死亡したとき）

■自己負担は

自己負担はこれまでの老人保健制度と同様に原則1割、ただし現役並み所得者は3割となります。

※現役並み所得者…同じ世帯の70歳以上の人の中で、所得金額から各種控除（社会保険料など）を差し引いた課税所得が145万円以上の方が1人でもいる世帯の人。

■新制度の運営は

新しい制度は、熊本県内の全48市町村が加入する「熊本県後期高齢者医療広域連合」（今年2月1日設置）が運営し、被保険者の資格管理や保険料の賦課、医療機関への医療費の支払いなどを行います。ただし、保険料の徴収をはじめ、制度への加入や医療費の払い戻しなどの申請や届け出の受け付け、被保険者証（保険証）の引渡しなどは市が行います。

※同制度の概要については、熊本県後期高齢者医療広域連合のホームページで見ることができます。

【ホームページアドレス】

<http://www.kumamoto-kouikirengo.jp>

【問い合わせ先】 本庁・保険年金課医療係（内線1135）

熊本県後期高齢者医療広域連合 ☎096-368-6511